

専用サーバーサービス利用約款

第1条（専用サーバーサービス利用約款の目的）

1. この専用サーバーサービス利用約款（以下、「本約款」という。）は、株式会社エスツー（以下、「当社」という。）が提供する専用サーバーサービスの利用を目的とする契約（以下、「専用サーバーサービス利用契約」という。）の内容及びその申込方法等について定めます。
2. 当社は、本約款とは別に当社ウェブサイト上又は本サービス上で諸規定（注意事項やヘルプなども含むものとし、以下、「個別規程」という。）を定める場合があります、個別規程は本約款の一部を構成するものとします。本約款に記載がない事項または本約款と異なる事項がある場合については、その個別規程の内容を優先するものとします。

第2条（申込の方法）

1. 専用サーバーサービス利用契約の申込の方法には、当社が公開しているウェブサイトから申し込む方法と、申込書により申し込む方法の2通りがあります。
2. 当社が公開しているウェブサイトから申し込む場合には、ウェブサイト上の申込フォームのすべての項目を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行ってください。
3. 申込書により申し込む場合には、当社が別に定める様式の申込書のすべての項目を漏れなく記入し、捺印のうえ、これを当社又は当社がビジネスパートナー契約若しくは取次プログラム契約にもとづいて専用サーバーサービス利用契約の媒介を委託している当社の代理店に提出してください。
4. 専用サーバーサービス利用契約の申込に際しては、この専用サーバーサービス利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、この専用サーバーサービス利用約款の内容の全部又は一部を承諾しないかたについては、専用サーバーサービス利用契約の申込及び専用サーバーサービスの利用を拒絶しますので、その場合には第2項に定める申込のための送信の操作又は第3項に定める申込書の提出を行わないでください。

第3条（専用サーバーサービス利用契約の成立要件）

1. 専用サーバーサービス利用契約は、次の各号に掲げるすべての事由を要件として成立するものとします。
 - (1)前条第2項に定める申込の情報又は前条第3項に定める申込書が当社に到達すること。
 - (2)専用サーバーサービス利用契約の申込者（以下、「お客さま」という。）が第45条に定める料金の全部を当社に支払うこと。

(3)当社がお客さまに対して承諾の意思表示を行うこと。

2. 当社は、特定のお客さまについて、前項の規定と異なる取扱を定めることがあります。

第4条（専用サーバーサービス利用契約の成立時期）

1. 専用サーバーサービス利用契約は、当社の発信した承諾の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。

2. 前項の承諾の通知は、電子メールを用いてこれを行います。

第5条（承諾を行わない場合）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、専用サーバーサービス利用契約の申込に対して承諾を行わないことがあります。

(1)お客さまがこの専用サーバーサービス利用約款に違背して専用サーバーサービスを利用することが明らかに予想される場合。

(2)お客さまが当社に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。

(3)お客さまが専用サーバーサービス利用契約の申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。

(4)お客さまが申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に専用サーバーサービス利用契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人又はその他の同意権者の同意又は追認がない場合。

(5)お客さまが反社会的な団体である場合又はお客さまが反社会的な団体の構成員である場合。

(6)前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。

2. 前項の場合には、当社は承諾を行わない旨をお客さまに通知しません。

第6条（専用サーバーサービスの利用の開始）

お客さまは、第4条において定めるところにより専用サーバーサービス利用契約が成立した時から専用サーバーサービスを利用することができます。

第7条（基本サービス）

1. 当社は、一つの専用サーバーサービス利用契約につき一台のサーバーを他の利用者との共用ではなくお客さま専用のサーバーとして利用することができるサービスを基本サービスとしてお客さまに提供します。

2. この専用サーバーサービス利用約款においては、前項により当社が提供するお客さま専用のサーバーを「専用サーバー」といいます。

3. 前項の基本サービスの詳細については、サービスプランごとに当社が別に定めるところによるものとします。

4. 当社は、本条に掲げる基本サービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第8条（IPアドレス）

1. 当社は、前条の基本サービスの提供に際して、当社が割り当てる権限を有する特定のIP（Internet Protocol）アドレスを専用サーバーに割り当てます。

第9条（DNSサーバー）

1. 当社は、専用サーバーサービスをドメイン名で利用することができるようにするため、第7条の基本サービスの提供に際して、プライマリDNS（Domain Name System）サーバー及びセカンダリDNSサーバーをあわせて提供します。

第10条（オプションサービス）

1. 当社は、お客さまから特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを第7条の基本サービスに付加して提供します。

2. 当社は、前項にもとづいて当社が定めるオプションサービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第11条（登録済みのドメイン名の使用）

1. お客さま又は第三者の名義ですでに登録されているドメイン名があり、お客さまがそのドメイン名を使用する権利を有する場合には、お客さまは、専用サーバーサービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができます。ただし、専用サーバーサービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができない場合もあります。

第12条（ドメイン名登録申請事務手続の代行サービス）

1. 当社は、第16条にもとづいて当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対し、お客さまが希望するドメイン名について、その登録申請事務手続の代行サービスを提供します。当社は、お客さまが専用サーバーサービスの利用の際に使用するドメイン名に限り、このサービスを提供します。

2. 前項のサービスの利用を希望する場合には、専用サーバーサービス利用契約の申込の際に、その旨及び希望するドメイン名を当社に知らせてください。なお、希望するドメイン名を登録することができない場合もあります。

第13条（ドメイン名での専用サーバーサービスの利用）

1. 当社は、前2条に定めるドメイン名で専用サーバーサービスを利用することができるようにするため、第16条にもとづいて当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対して、必要な手続を行います。
2. 前項の手続の完了後、通常であれば数日経過すると、前2条に定めるドメイン名で専用サーバーサービスを利用することができるようになります。
3. 当社以外の同種の電気通信事業者等の提供するサービスの利用に際して使用していたドメイン名で専用サーバーサービスを利用するためには、そのサービスを提供していた電気通信事業者等がドメイン名管理団体等に対して一定の手続を行う必要がある場合があります。万一、その電気通信事業者等の適切な協力が得られない場合には、そのドメイン名で専用サーバーサービスを利用することができない場合もあります。

第14条（ドメイン名の登録を維持するためのサービス）

1. 当社は、第11条及び第12条に定めるドメイン名のドメイン名管理団体における登録を維持するために必要なサービスを提供します。

第15条（主たるドメイン名）

専用サーバーサービス利用契約の申込に際しては、専用サーバーサービスの利用にあたって使用する主たるドメイン名を当社に知らせてください。

第16条（ドメイン名管理団体の制限）

当社がお客さまに提供するドメイン名登録申請事務手続の代行サービス（第12条）、ドメイン名で専用サーバーサービスを利用することができるようにするための手続（第13条）及びドメイン名の登録を維持するためのサービス（第14条）については、米国 I C A N N（ I n t e r n e t C o r p o r a t i o n f o r A s s i g n e d N a m e s a n d N u m b e r s ）がドメイン名の登録を行う権限を有するものとして定めるドメイン名管理団体のうち、当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対してのみ、これを行います。

第17条（インターネットへの接続）

当社は、お客さまがその端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを提供しません。専用サーバーサービスの利用に際しては、他の電気通信事業者との間におけるダイヤルアップIP接続サービス利用契約の締結、又は専用回線サービス利用契約の締結等、お客さまの端末機器をインターネットに接続するための手段をお客さまの責任において用意する必要があります。

第18条（経路等の障害）

当社は、専用サーバーサービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等により、お客さまが専用サーバーサービスを適切に利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第19条（専用サーバーの管理）

1. 専用サーバーは、お客さまの責任において適切にこれを管理してください。
2. 専用サーバーについて次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、お客さまの責任において適切にその専用サーバーの修補を行ってください。
 - (1)専用サーバーが故障し、これが正常に動作しないとき。
 - (2)専用サーバーが第三者によって不正にアクセスされ、その基本ソフトウェア又はその他の機能が不正に変更されたとき。
 - (3)専用サーバーがコンピュータウイルスに感染したとき。
3. 前2項に定める専用サーバーの管理は、インターネットを經由した遠隔操作によりこれを行ってください。お客さまは、前2項に定める専用サーバーの管理に際して、当社がその専用サーバーを設置するデータセンターに立ち入ることができません。
4. 当社は、第1項及び第2項に定める専用サーバーの適切な管理を欠いたためにお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
5. お客さまは、第1項及び第2項に定める専用サーバーの適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第20条（当社が自発的に行う修補）

1. 専用サーバーについて前条第2項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当社は、次条に定めるお客さまの依頼がない場合であっても、次の各号に掲げるものの中からいずれかの方法を選んでその専用サーバーの修補を行うことがあります。
 - (1)専用サーバーの筐体の取替
 - (2)基本ソフトウェアの再インストール
 - (3)その他の修補

第21条（当社がお客さまの依頼にもとづいて行う修補）

1. 専用サーバーについて第19条第2項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合において、お客さまがその修補を行うことができないときは、前条第1項各号に掲げるものの中からいずれかの方法を選んでその専用サーバーの修補を当社に依頼することができます。この修補の依頼は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。

第22条（パスワード等の管理）

1. お客様は、当社がお客様に発行したユーザID及びパスワード（以下、「パスワード等」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
2. 当社は、当社が運用する各種のサーバー（専用サーバーを含む。以下、「当社のサーバー」という。）にアクセスしようとする者に対してユーザID及びパスワードの入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステム（以下、「パスワード照合システム」という。）を用いる場合には、正しいユーザIDを構成する文字列と入力されたユーザIDを構成する文字列及び正しいパスワードを構成する文字列と入力されたパスワードを構成する文字列がそれぞれ一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
3. 当社は、当社がお客様に発行したパスワード等が不正に使用されたことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。また、当社は、第三者がパスワード照合システムの動作を誤らせ、又はその他の方法で当社のサーバーに不正にアクセスしたことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. お客様は、第1項に定めるパスワード等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第23条（秘密鍵の管理）

1. お客様は、専用サーバーサービスの利用に際してお客様が作成した秘密鍵（以下、本条において単に「秘密鍵」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
2. お客様は、秘密鍵が他に漏れる等、その秘密鍵の使用を継続することが適切でない場合として当社が別に定める事実が生じたことを知り、又はその事実が生じたことを疑うべき事実があることを知ったときは、その旨を速やかに当社に届け出てください。この届出は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。
3. 当社は、秘密鍵が不正に使用されたことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. お客様は、第1項に定める秘密鍵の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第24条（故意に過大な負荷を与えることの禁止）

お客様は、当社のサーバー又はその他の設備に故意に過大な負荷を与えるような方法で専用サーバーサービスを利用してはいけません。

第25条（お客様と第三者との間における紛争）

1. お客様は、専用サーバーサービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無及びその他一切の紛争について、お客様自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

2. お客様が使用するドメイン名について第三者よりUDRP（統一ドメイン名紛争処理方針：Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy）にもとづく申立があった場合、お客様は、ICANNの認定した紛争処理機関が行う紛争処理手続に参加し、その裁定に従わなければなりません。

第26条（インターネットにおける慣習の遵守）

お客様は、スパムメールの発信の禁止等、インターネットの参加者の間において確立している慣習を遵守しなければなりません。

第27条（違法行為等の禁止）

1. お客様は、専用サーバーサービスを利用して、法令により禁止されている行為若しくは公序良俗に反する行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

2. お客様は、当社がお客様に提供している専用サーバーサービスを第三者が不正に利用して、いわゆるフィッシングサイトの運用等、法令により禁止されている行為又は公序良俗に反する行為を行っていることを知ったときは、その旨を速やかに当社に届け出てください。

第28条（アダルトサイト等の禁止）

1. お客様は、専用サーバーサービスを利用して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下、「風俗営業法」という。）の定める性風俗関連特殊営業を行い、若しくは第三者にこれを行わせ、又は風俗営業法の定める性風俗関連特殊営業に関する情報を第三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

2. 前項に定めるもののほか、お客様は、専用サーバーサービスを利用して、文字、画像、音声又はその他の何らかの方法により、性的な好奇心をそそる情報を第三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

第29条（契約上の地位の処分の禁止等）

1. お客様は、当社の承諾がない限り、専用サーバーサービス利用契約にもとづくお客様の地位及び専用サーバーサービス利用契約にもとづき当社に対してサービスの提供を求めることを内容とするお客様の権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができません。また、お客様は、専用サーバーの全部の領域を有償又は無償で第三者に利用させることができません。

2. お客様は、専用サーバーの一部の領域を有償又は無償で第三者に利用させることができます。

3. 当社は、前項によりお客様が専用サーバーの一部の領域を第三者に利用させる場合において、その領域を利用するかたに対して、専用サーバーサービスの提供及びその他の事項に関する一切の責任を負いません。また、その領域を利用するかたは、当社に対して、専用サーバーサービスの利用及びその他の事項に関する一切の権利を有しません。

第30条（営業秘密等の漏洩等の禁止）

1. お客様は、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの又は当社の顧客に関する情報を入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報（以下、本条において「入手情報」という。）の存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはいけません。

2. 前項の規定は、専用サーバーサービス利用契約の終了後も、これを適用するものとします。

3. お客様は、専用サーバーサービス利用契約の終了時まで、その保有する入手情報を完全に消去しなければなりません。完全に消去することのできないものであって返還することのできるものは当社に返還してください。

第31条（当社からの連絡）

1. 当社がお客様に対して電子メール、郵便又はファックス等で何らかの連絡をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。

2. 当社は、前項の連絡の内容をお客様が理解しているものとして専用サーバーサービスの提供及び専用サーバーサービス利用契約に関するその他の事務を行います。

第32条（当社からの問い合わせ）

1. 当社は、専用サーバーサービスをお客様に提供するにあたり、ドメイン名管理団体若しくはその他の団体等との間で必要な手続を行うため、又はその他の必要があるときは、電子メール、郵便又はファックス等でお客様に対して一定の事項について問い合わせを行うことがあります。

2. 前項により当社がお客様に問い合わせる事項は、当社が専用サーバーサービスをお客様に提供するために必要なものです。したがって、前項の場合には当社がお客様に求める事項を速やかに当社に通知し、不明の点があるときは当社に問い合わせてください。

第33条（変更の届出）

1. 専用サーバーサービス利用契約の申込の際に申込フォームに入力した事項又は申込書に記入した事項について変更があったときは、その旨及び変更の内容を速やかに当社に届

けてください。この変更の届出は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。

第34条（専用サーバーサービスの利用に関する規則）

1. 当社は、専用サーバーサービスの利用に際してお客さまが遵守すべき事項を明らかにするために、この専用サーバーサービス利用約款とは別に予告なく専用サーバーサービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。

2. 当社は、前項により定めた規則の内容を予告なく改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。

3. お客さまは、この専用サーバーサービス利用約款のほか、本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守してください。

第35条（専用サーバーサービスの提供の停止）

1. 当社は、お客さまについて第54条第1項各号に掲げるいずれかの事由があるとき、又は当社がお客さまに提供している専用サーバーサービスを第三者が不正に利用していわゆるフィッシングサイトの運用等第27条第2項に定める行為を行っているときは、直ちに無催告でそのお客さまに対する専用サーバーサービスの提供を停止することがあります。

2. お客さまは、前項により当社がお客さまに対する専用サーバーサービスの提供を停止した場合であっても、すでに当社に支払ったその間の分の所定の料金等の償還を受けることはできません。

3. 当社は、第1項にもとづいて当社が専用サーバーサービスの提供を停止したことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第36条（専用サーバーサービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供している専用サーバーサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項に定める専用サーバーサービスの廃止を行う場合には、その3カ月前までにその旨をお客さまに通知します。

3. 当社は、第1項に定める専用サーバーサービスの廃止によりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第37条（専用サーバーサービスの利用不能）

1. お客さまは、相当の期間にわたり専用サーバーサービスを利用することができない事態が日常的に生じうるものであることを了承するものとします。

2. 当社は、コンピュータウイルス又はセキュリティの欠陥等のために当社のサーバーその他のコンピューターシステムに保存されているデータ、プログラムその他の電磁的記録

が滅失若しくは損傷し、又はこれが改変されたことによりお客さま又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

3. 当社は、前2項に定める事態及び損害の発生の防止に努めますが、これについて一切の法律上の責任を負うものではありません。

第38条（担保責任の否定）

1. 当社は、次の各号に掲げる事項その他の専用サーバーサービスに関する事項について何らの保証をするものではなく、当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客さまの間においては、これを適用しないものとします。

(1)専用サーバーサービスが一定の品質を備えること。

(2)専用サーバーサービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。

(3)専用サーバーサービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。

2. 専用サーバーサービス利用契約は、明示、黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他の専用サーバーサービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定めるものではありません。

第39条（免責）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客さま又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

(1)専用サーバーに蓄積又は転送されたデータ等が当社のサーバーその他の設備の故障又はその他の事由により滅失若しくは損傷し、又は外部に漏れたこと。

(2)お客さま又は第三者が専用サーバーに接続することができず、又は専用サーバーに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。

(3)お客さま又は第三者が専用サーバーに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、又はこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。

(4)お客さまが注文した電子証明書が発行されず、又はお客さまが注文した電子証明書が発行されるために通常よりも多くの時間を要したこと。

2. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、専用サーバーサービス自体によりお客さま又は第三者に生じた損害及び専用サーバーサービスに関連してお客さま又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

第40条（消費者契約に関する免責の特則）

この専用サーバーサービス利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために専用サーバーサービス利用契約の当事者となったお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、その債務不履行が生

じ、その不法行為がなされ、又はその瑕疵が存した期間の分の月額利用料金としてお客さまが当社に支払った金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。

(1)当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項。

(2)専用サーバーサービス利用契約における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項。

(3)専用サーバーサービス利用契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（専用サーバーサービス利用契約が請負契約である場合には、その専用サーバーサービス利用契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項。

第41条（サポート）

1. 当社は、専用サーバーサービス利用契約にもとづいてお客さまに提供するハードウェア、ネットワークその他に関するお客さまからの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに回答するサービス（以下、「サポート」という。）を提供します。ただし、当社が別に定めるサービスプランについては、この限りではありません。

2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

第42条（本人確認の方法等）

当社は、お客さまから電話で問い合わせを受けたときは、「本人確認の方法」欄に掲げる方法でお客さまが本人であることの確認（以下、「本人確認」という。）を行います。

問い合わせの内容本人確認の方法

(1)お客さまの氏名（お客さまが団体である場合は当該団体の名称）

(2)お客さまのドメイン名

(3)お客さまに発行した「お客さまID」という名称のユーザID

第43条（ログの非公開）

1. 当社は、別に定める場合を除くほか、当社がお客さまに提供する専用サーバーに対するアクセスの状況の記録（以下、本条において「ログ」という。）の内容をお客さまに知らせるサービスを提供しません。

第44条（データ等のバックアップ）

1. 当社は、別に定める場合を除くほか、専用サーバーに保存されたデータ等について、その滅失又は損傷に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しません。

2. 当社は、専用サーバーに保存されたデータ等が何らかの事由により滅失又は損傷した場合において、これを復元するサービスを提供しません。

3. 当社は、専用サーバーに保存されたデータ等が何らかの事由により滅失又は損傷した場合において、これによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

4. お客さまは、専用サーバーに保存されたデータ等の滅失又は損傷に備えて定期的にその複製を必ず行うものとします。

第45条（料金の種類）

1. お客さまは、次の各号に掲げる料金を当社に支払うものとします。

(1)初期費用

(2)月額利用料金

(3)ドメイン名維持料金

2. お客さまが第12条に定めるドメイン名登録申請事務手続の代行サービスを利用する場合には、前項各号の料金のほか、ドメイン名登録申請事務手続代行料金を当社に支払うものとします。

3. お客さまが第10条にもとづいて当社の定めるオプションサービスを利用する場合には、前2項に定める料金のほか、オプション新規セットアップ料金及びオプション月額利用料金を当社に支払うものとします。

4. 当社は、既存の特定のサービスプラン又は新たに設ける特定のサービスプランを利用するお客さまについて、前3項に定める料金以外の料金を当社に支払うべき旨を定める場合があります。この場合には、前3項に定める料金のほか、本項により当社の定める料金を当社に支払ってください。

5. 専用サーバーサービスの利用及びその料金の支払に際して生じる公租公課等については、お客さまがこれを負担するものとします。

6. 銀行振込手数料及び料金の支払に際して生じるその他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。

7. 本条の規定は、第50条ないし第51条の定めるところにより専用サーバーサービス利用契約が更新される場合にこれを準用します。ただし、第1項第1号の料金については、この限りではありません。

8. 当社は、既存の特定のサービスプラン又は新たに設ける特定のサービスプランを利用するお客さまについて、データ転送料金を当社に支払うべき旨を定める場合があります。この場合には、当月において専用サーバーから他所へ転送されたデータの量に応じたデータ転送料金を当社が別に定める期限までに当社に支払ってください。万一、お客さまが期限までにデータ転送料金を支払わない場合には、その期限の翌日から元本に対して年12分の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第46条（料金の価格）

1. 当社は、前条に規定するすべての料金についてあらかじめその価格を定め、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。
2. 当社は、前項により定めた料金の価格を予告なく変更することがあります。変更された料金の価格は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。

第47条（料金の支払方法）

1. お客さまは、専用サーバーサービス利用契約の申込の際に第2条第4項にもとづいて料金の支払方法として次の各号のいずれかを選ぶものとします。

(1)当社の銀行預金口座への振込

(2)お客さまの銀行預金口座又は郵便貯金口座からの自動引落

2. 料金の支払方法としてお客さまの銀行預金口座又は郵便貯金口座からの自動引落を選ぶ場合には、専用サーバーサービス利用契約の申込の際に、その利用する引落用口座の名義、銀行預金口座又は郵便貯金口座の別、銀行預金口座の場合には銀行名、支店名、預金の種類及び口座番号、郵便貯金口座の場合には記号及び番号等、お客さまの引落用口座に関する事項を申込フォーム又は申込書の所定の欄に入力又は記入してください。

第48条（料金の支払時期）

1. 料金は、これを前払いとします。ただし、第45条第8項に定めるデータ転送料金については、この限りではありません。
2. 当社は、特定のお客さまについて、前項本文の規定と異なる取扱を定めることがあります。

第49条（契約期間）

1. 別途個別契約による契約期間をもって、その専用サーバーサービス利用契約の契約期間とします。
2. 前項の規定は、次条ないし第51条の定めるところにより更新された専用サーバーサービス利用契約にこれを準用します。この場合には、第2項における「成立した」は、これを「更新された」と読み替えるものとします。

第50条（銀行振込の場合の専用サーバーサービス利用契約の更新）

1. 第47条第1項の定めるところにより料金の支払方法として当社の銀行預金口座への振込を選んだお客さまの専用サーバーサービス利用契約の更新については、本条の定めるところに従います。
2. お客さまが専用サーバーサービス利用契約を更新しようとする場合には、契約期間の

満了日の2日前（金融機関の休日は除いて数える。）までに第45条に定める料金及び消費税の全部（以下、「所定の料金等」という。）に相当する金額を当社のあらかじめ指定する銀行預金口座に振り込むものとします。

3. 前項の定めるところによりお客さまが所定の料金等に相当する金額を当社のあらかじめ指定する銀行預金口座に振り込んだときは、その専用サーバーサービス利用契約は、契約期間の満了の時に従前と同一の内容をもって更新されるものとします。

4. 当社は、特定のお客さまについて、前3項の規定と異なる取扱を定めることがあります。

第51条（自動引落の場合の専用サーバーサービス利用契約の更新）

1. 第47条第1項の定めるところにより料金の支払方法としてお客さまの銀行預金口座又は郵便貯金口座からの自動引落を選んだお客さまの専用サーバーサービス利用契約の更新については、本条の定めるところに従います。

2. 当社は、契約期間の満了日の属する月の前々々月末日までにお客さまからその専用サーバーサービス利用契約を更新しない旨の通知がないときは、第47条第3項の引落用口座から当社が所定の料金等に相当する金額の支払を受けるための手続を契約期間の満の数日前に当社とその銀行又は郵便局との間で行います。

3. 前項の定めるところにより当社とその銀行又は郵便局との間において当社が所定の料金等に相当する金額の支払を受けるための手続が完了したときは、その専用サーバーサービス利用契約は、契約期間の満了の時に従前と同一の内容をもって更新されるものとします。

4. 当社は、特定のお客さまについて、前2項の規定と異なる取扱を定めることがあります。

第52条（お客さまの行う解除）

1. お客さまは、いつでも将来に向かって専用サーバーサービス利用契約の解除を行うことができます。

2. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。

3. お客さまが本条に定める解除を行ったときは、その専用サーバーサービス利用契約は、その解除の通知においてお客さまが指定した日をもって終了するものとします。

4. お客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、すでに当社にお支払いになった本来の契約期間の満了日までの間の所定の料金等の全部又は一部の償還を受けることはできません。

第53条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で専用サーバーサービス利用契約の解除を行うことができます。

- (1)お客さまが、この専用サーバーサービス利用約款の定める義務に違反した場合。
- (2)お客さまが所定の料金等の支払のために当社に交付した手形、小切手又はその他の有価証券が、不渡りとなった場合。
- (3)お客さまについて破産手続又はその他の倒産手続が開始した場合。
- (4)お客さまが、当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
- (5)お客さまが反社会的な団体である場合又はお客さまが反社会的な団体の構成員である場合。
- (6)前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。

2. 当社が本条に定める解除を行ったときは、その専用サーバーサービス利用契約は、その解除の通知がお客さまに到達した日をもって終了するものとします。

3. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第54条（準拠法）

専用サーバーサービス利用契約の準拠法は、日本国の法令とします。

第55条（裁判管轄）

専用サーバーサービス利用契約に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

第56条（紛争の解決のための努力）

専用サーバーサービス利用契約に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第57条（専用サーバーサービス利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めてこの専用サーバーサービス利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、専用サーバーサービス利用契約の内容は、改定された専用サーバーサービス利用約款の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

附則

本約款は 2018 年 1 月 17 日から施行される。